第81回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時:令和3年12月14日

開会 午後2時00分

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、第 81 回大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には、本日お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます経済戦略局産業振興課担当係長の芝でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、始めに本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。 1点目が次第になります。2点目が配席図となっております。3点目が委員名簿になっております。4点目が軽微な延刻等にかかる手続の状況の資料となっております。5点目が、本日スクリーンに投影します説明資料を2種類、届出案件の審議についてと報告事項と書いてあるものとなっております。配付資料は以上となっておりますが、不足等はございませんでしょうか。

それでは、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。 私から御着席順にお名前のみ御紹介申し上げます。

昨年の改選より新たに就任いただいております。川口委員でございます。

- ○川口委員 川口でございます。よろしくお願いします。
- ○事務局 同じく新たに就任いただいております。北野委員でございます。
- ○北野委員 弁護士の北野です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 高比良委員でございます。
- ○高比良委員 全国消費生活相談員協会の高比良と申します。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 平栗委員でございます。
- ○平栗委員 よろしくお願いします。
- ○事務局 白委員でございます。
- ○白委員 白と申します。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 新たに就任いただいております。向山委員でございます。
- ○向山会長 向山でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 なお、本日は6名の委員の皆様に御出席いただいておりますが、佐藤委員、柳原委員の2名の委員におかれましては、御都合により欠席となっております。

また、本市側ですが経済戦略局及び大店立地法関係所属の担当者も出席しておりますが、配席表に記載させていただいておりますので、紹介につきましては省略させていただきます。

本審議会の委員数は8名でございますが、現在6名の出席がございますので、審議会規則 第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していますことを、御報告申し上げます。

また、会長の選出につきましては、審議会規則第4条第1項に基づきまして、委員の互選により選出することになっております。新型コロナウイルス感染症の拡大により委員改選後の審議会は書面により開催してまいりましたため、会長選出につきましても、委員の皆様方に事前に文書により選出をお願いさせていただき、その結果、本審議会会長につきましては、向山委員に御就任いただいておりますことを、改めて御報告を申し上げます。

これからの議事進行につきましては、本審議会規則第4条第2項により、議事進行を会長にお願いいたします。

向山会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○向山会長 それでは、本日の審議に入ります前に、審議会規則第4条第3項に基づきまして、会長に事故があるとき、あるいはあらかじめそういう場合のために会長の指名する委員へその職務を代理するという規程がございますので、審議に先立ちまして、まず会長代理を私から指名させていただきたいと思います。

隣にお座りになっております。白委員に会長代理をお願いしたいと思います。

白委員、よろしいでしょうか。

- ○白委員 はい、お引き受けいたします。
- ○向山会長 それでは、御承諾いただきましたので、白委員を会長代理として今後運営させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

本日審議する内容は、新設届出案件1件でございます。また後ほどですけれども、報告事項として6件の御案内もございます。では、順に従いまして、議事1の「(仮称)淀川区田川プロジェクト」の新設に関する届出内容等につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私から御説明させていただきます。スクリーンの資料と同様の資料です。届出案件の審議についてと記載された資料をお手元にお配りしておりますので、そちらも適宜御参照いただきたいと存じます。

それでは、説明させていただきます。本件は、JR東海道線塚本駅から750メートルの淀川区田川3丁目に新設するとして届出があったものでございます。周辺地図につきましては御覧のとおりとなっております。

次に、設置者・施設等の概要でございますが、店舗面積は 2,391 平方メートル、設置者は株式会社マルハチエステート、小売業者は、株式会社マルハチ外 1 者が未定となっております。販売する物品は主に食料品、医薬品等となっております。用途地域は工業地域、建物構造は鉄骨造、地上 2 階建て、令和 3 年 6 月 3 日に届出があり、新設予定日は令和 4 年 2 月 4 日でございます。

続きまして、建物周辺の状況でございますが、まず、南側道路の南東側からの写真でございます。

次に、北側道路から東向き方向の写真でございます。

続きまして、北側道路から西向き方向の写真でございます。

次に、東側道路から南向き方向の写真でございます。

続きまして、東側道路から北向き方向の写真でございます。

次に、南側道路から東向き方向の写真でございます。

続きまして、南側道路から西向き方向の写真でございます。

次に、建物1階平面図、駐車場、駐輪場、荷さばき施設・廃棄物保管庫の設置場所でございます。駐車場は28台、駐輪場は149台を確保しております。そのうち9台分を原動機付自転車と併用いたします。荷さばき施設につきましては102平方メートル、廃棄物保管庫

は18.2 立方メートル設置することとなってございます。

続きまして、屋上平面図でございますが、駐車場を 71 台確保いたします。

次に、御説明させていただきました各施設の配置につきまして、こちらに記載の表のとおりの届出となってございます。

続きまして、施設の運営方法につきましては、小売業者の開閉店時刻が9時から22時まで、駐車場の利用時間帯が8時半から22時30分まで、駐車場の出入口の数は入り口、出口それぞれ1か所ずつ、荷さばき施設の使用時間帯は、荷さばき施設1番が6時から21時まで、荷さばき施設の2番が6時から9時までとなっております。

次に、現場写真につきまして、駐車場、搬出入車両入り口付近の建物南側道路からの写真 でございます。左折インする形となっております。

続きまして、駐車場、搬出入車両出口付近の建物東側道路からの写真でございます。南向 き一方通行となっておりますので、右折アウトの形となっております。

次に、建物1階の店舗部分の平面図でございます。1階の小売店舗面積は2か所足し合わせまして、2,367平方メートルとなっております。

続きまして、屋上の店舗部分の平面図でございます。屋上の小売店舗面積は 24 平方メートルとなっており、1 階部分と合わせまして、合計 2,391 平方メートルとなっております。

次に、駐車場台数の指針による算出結果でございますが、81 台となっておりまして、届 出駐車台数が81台となっておりますので、指針値を満たしております。

次に、自動車の来退店経路は御覧のとおりとなっておりまして、地点1・2における開店 後の交差点需要率は全て基準値である0.9を下回っております。

続きまして、騒音関係でございますが、主に騒音発生源となる設備の稼働時間につきましては、冷凍庫用室外機が24時間稼働しており、空調用室外機が8時30分から22時30分まで、換気ファンが8時半から22時30分まで及び24時間稼働しております。

次に、発生騒音の予測・評価でございますが、予測地点の設定はそれぞれ店舗周囲4方向 4地点に設定しております。

まず、西側の予測地点A、こちらは3階建て住宅の1階部分になります。

続きまして、北側の予測地点B、こちらは3階建て住宅の2階になっております。

次に、東側の予測地点でございますが、昼間のCと夜間のC´、こちらは共に敷地境界線上の基準高さ1.2メートルの箇所になっております。

最後に、南側の予測地点でございますが、昼間のDは2階建て住宅の1階、夜間のD´は2階建て住宅の2階部分になっております。

次に、各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び各 予測地点の夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は全て環境基準を 満たしております。

次に、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値も、全て規制基準を満たす予 測結果となっております。

続きまして、廃棄物の保管施設の設置要領につきまして、指針による廃棄物等の必要保管 容量値である 11.4 立方メートルに対しまして 18.2 立方メートルとなっており、必要量を満 たしてございます。 次に、本届出書の縦覧による住民等意見書の受付を令和3年6月11日から令和3年10月 11日までの4か月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

最後に、本市意見案・附帯意見案につきましては、本市関係所属等で構成いたします大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目につきまして、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきまして「意見なし」とし、附帯意見案としまして、次の3点を取りまとめております。読み上げさせていただきます。

1番、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺 地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

2番、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

3番、交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や 関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○向山会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明を受けまして、委員 の先生方から本案件につきましての御意見、質問等を頂戴したいと思いますので、どなたか らでも結構です。御発言いただければと思います。よろしくお願いします。どうぞ。
- ○高比良委員 全国消費生活相談員協会の高比良と申します。

1階の駐車場ですけども、事前に御配付いただいている届出書の1階図面が分かりやすいか と思うのですが、そちらを拝見いたしますと身障者用の駐車場を1台設けてくださっている のですけども、駐車場の入り口のすぐそばに設置されているのですが、これがなぜ店舗に近 い側にないのかが疑問に思いました。

それと1階の 28 台の駐車場に車を止めて、その後、店舗に向かうときのルートですけども、店舗の入り口が東側、西側の2か所に入り口があるように見受けられるのですけど、恐らく1階の駐車場に止められた人は、ルート的に南東側の入り口を利用されるのではないかと思うのですが、そのときに歩行者として店舗に向かうお客さんの交通安全上の配慮といいますか、横断歩道のようなものをルート上に設けてくださるのかとか、そういうところが少し気になりました。

- ○向山会長 内容は理解できましたけれども、これについて何か情報ございますか。
- ○高比良委員 補足ですが、1点目は1階身障者用の駐車場が、車いすのマークが入っているのですが、なぜそれが店舗に一番近い側にないのかということ、それからよく他のスーパーでも見かけるのですが、横断歩道がどこかにないのか、歩行者用の通路というのは1階図面を拝見しますと、手前に黄色く着色してあるところが、恐らく自転車と歩行者の通路だと思うのですけども、駐車場に止めた人が、車を駐車した後に店舗に向かうときのルートですね、そこが横断歩道などをどこかに設けてくだされば、そこを渡りやすいのではないか、入ってきた車もそこの前で止まってもらえるのではないかと感じました。

○事務局 この駐車場の協議につきましては、本日欠席しております計画調整局の都市計画課等で協議はしているはずですけども、委員に御指摘いただいた点につきましては未確認

でして、身障者用の駐車場の位置がなぜここにあるのかという理由が、あるのかどうかを改めて確認はしたいと思いますし、横断歩道というのは場内に横断歩道設置しないのかということですね。

- ○高比良委員 はい。
- ○事務局 それはこれからでも対応できるかもしれないので、即答はできないのですが、 関係局に確認しまして、改めて委員の皆様に御返事させていただけたらと思っておりますの で、よろしくお願いします。
- ○高比良委員 よろしくお願いします。先週中に質問させていただければよかったのですが、その後に気づきまして申し訳ありません。よろしくお願いいたします。
- ○向山会長 これ普通は横断歩道のゼブラを引いたときには、こういう図面に上がってくるのですか。
- ○事務局 場内に引いたとしても上がってきます。
- ○向山会長 そうですか。ということは要確認ですよね。
- ○事務局 はい。
- ○高比良委員 停止線は書かれているかと思うのですが。
- ○向山会長 停止線は書いてあります。
- ○高比良委員 停止線と一方通行の矢印です。
- ○向山会長 そうですね。
- ○川口委員 なかなか入り口の部分に身障者の駐車場を置いて、この黄色のところにすぐ 渡ってもらおうという意思があるのかなと思うのですけど。
- ○高比良委員 そうですね。
- ○川口委員 ただ、この入り口のすぐ入ってきたところに、もし車いすが渡ってくると、 かなり危ないかと。
- ○高比良委員 危ないですね。
- ○川口委員 ただ、今度この店の前にそれを置くと、今度右折車で曲がってくるときに出てくる可能性もあるので、だから、そのせめぎ合いでこっちに選択されたのかと思って見てました。多分その辺りかなと、目の前だと場内の右折したときにいきなり出てくるという可能性もあるので。
- ○高比良委員 そうですね。屋上の入り口の手前の辺りはどうなのかなと思ったのですけ ど。
- ○川口委員 そうですね。うまいこと設置されてますね。
- ○高比良委員 そのほうが安全かなと思ったのですけども。
- ○川口委員 屋上は上手に目の前に、1階はなかなか悩ましいところだなと思って伺ってました。

これカートの置き場みたいなのってよく駐車場の中に置いたりしますけど、そんなのは考えられてるのですか。それが多分2つ目の御質問の歩行者動線の起点になったり、中間点になったりすると思います。もしなかったら別に大丈夫だと思うのですけど、屋外のカート置き場が気になった。

ちなみに、この道路の右側の市道 309、市道の南側になるのですかね、大きい道路、入り

口の道路、ここの境界のフェンスはどんな感じですか。質問の意図が、この未定物販のところの駐輪場にどうやって入るのかなと思って、かなり看板設置予定のダイヤのマークから駐輪にどう入るのか。

- ○事務局 南側の駐輪場にですか。
- ○川口委員 はい、そのままフェンスなかったら歩道でいいですけど、もしここに全部フェンスがかかったら幅1メートルぐらいしかないので、大分しんどそうだなと、一瞬思いました。
- ○高比良委員 ここが歩行者と自転車の入り口両方入ってますね。
- ○向山会長 フェンスはある。
- ○事務局 川口委員から御指摘の箇所につきましては、写真がまだ完成図ではないのですけど、工事用フェンスが建ってまして、そこに恐らく図面から、我々も確認とれてないのですけども、恐らくフェンスが出来るようにも見えますので、川口委員おっしゃるこの駐車場の入口のところの西側になるのですかね、出入口①となっているところから歩行者と自転車が入ったときに、そのまま左に向いて一番南側にある駐輪場に止めるのが厳しいんじゃないかというところですけども、お答えできないことばかりで申し訳ないのですけども、こちらも、境界のところに恐らくフェンスになる構造物があるようにも見えるので、何かしら境界に建てるのじゃないかなと思うので、その辺を工夫するなりで、入りやすいようにしていただくように事業者とは調整させてもらいたいと思います。
- ○向山会長 分かりました。他にいかがでしょうか。
- ○川口委員 よろしいですか。
- ○向山会長 どうぞ。
- ○川口委員 御説明の資料の8ページの下側の、東側道路から北方向に撮影というところの計画地というところに電柱がたくさん並んでいて、そこが出口になっているのですけど、この電柱は出るときに邪魔にならないのか心配をしてたのですけど、7メートル交差点というか、そのゼブラから7メートルセットバックしたところに出口が設置されるという話だと、ちょうど1本目と2本目の間に出口がついてくると思うのですけど。その電信柱が邪魔にならないかなと思っていたら、16ページの写真を見ると結構余裕なのですね。安心しました。右側の奥に写っているのは2本目の電信柱ですか。
- ○事務局 そうです。
- ○川口委員 よかったです。安心しました。1本目はかなりゼブラに近いのですね。
- ○事務局 はい。
- ○川口委員 自分ばかり喋って恐縮ですけど、いいですか。
- ○向山会長 どうぞ。
- ○川口委員 事前に送っていただいた資料の図面で立面図があって、西側と北側の住宅に面するところを壁面緑化されているのがすばらしいなと思って見てたのですけど、気になったのが、西側のこの壁面緑化って 6.5 メートルぐらい、すごい高いように網かけがかかっているのですけど、これってどんな感じなのですかね。家の前ばっと開けたら、6.5 メートルの壁面緑化が、西側の店舗の開口と目が合わないとか、いろいろ御配慮されてるのだろうと思いますけど、その辺お考えになられてこういう高さにされてるのですか。感想に近いです。

ですので、そうですねみたいな感じになるかもしれませんが。北側は2メートルぐらいなんですよね。だから建物に近いから、直面しているから西側はがっと上がってて、道路側がちょっと引いてるほうの北側は2メートルで割と抑えめに、人の目の高さよりは高いという感じだなと、緑化植物が育つまで多分時間かかりますし、どういうフェンスの壁面緑化の雰囲気になるのかが気になったというか、すみません、私、緑化専門で気になるので、試みられているのはすばらしいなと思って見ていました。育つまでの西側のフェンスの形が気になったという感じですかね。

- ○事務局 すみません。その点につきましても確認しまして、改めて御返事させていただけたたと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 〇川口委員 ちなみに、資料の建物立面図の東側と西側の立面図のところに、10 メートルぐらいの高い壁みたいなのがどんってあるのですけど、これって何なんだろうと思って、 未定物販とマルハチの間に建つのですかね。
- ○事務局 建物立面図の、例えば東側ですと、一番左側に見えてるのがマルハチ側の恐らく壁面じゃないかなと。
- ○川口委員 分かりました。壁面線を書いているということですね。
- ○事務局 はい。
- ○川口委員 ありがとうございます。別にここに何か構造物が、一枚壁ができるというわけではなくて。
- ○事務局 ないです。
- ○川口委員 建物の外壁がここのラインだという、そういう説明ですね。
- ○事務局 そうです。
- ○川口委員 すみません。ありがとうございます。
- ○平栗委員 よろしいですか。
- ○向山会長 どうぞ。
- ○平栗委員 騒音予測のところでお教えいただきたいのですが、これは騒音予測の報告書ですね。今回、回折補正量と地表面効果の補正してないという説明になっていて、ちなみに屋上部分の立ち上がっている壁はどういうものになるのですか、その部分はないものとして予測計算を行っているという理解でよろしいのですか。屋上駐車場ぐるっと当然壁がついてるとは思いますけど、これがどういう壁なのかということと、計算のときに今回回折補正量考えてませんということなので、それは壁がないものとして計算しているのかどうかをお教えください。
- ○事務局 騒音のときの資料ですね。
- ○平栗委員 はい、騒音予測報告書の8ページ目に本予測では安全側に立ち回折補正量及 び地表面効果に関する補正量は考慮しませんと書いてるのですが、ただ、この資料の次のペ ージに回折補正量の計算方法が書いてあったりして、どうなっているのかが分からない状況 なんですね。そこら辺をお教えいただけますか。
- ○事務局 騒音の参考資料にあります8ページのところで、先生がおっしゃられました回 折補正量と地表面効果に関する補正量は考慮しませんとあるところについて、後ろにありま す騒音の計算表を御覧いただきますと、例えば資料の 10、B 地点のところを御覧いただき

ますと、騒音レベルの補正値のところがバーになっておりまして、来店客車両走行について は補正を見込んでいないという計算方法で予測しております。

- ○平栗委員 ということですね。この式は回折補正量の式は使われてないということで大 丈夫なんですね。
- ○事務局 そうです。8ページ、9ページにありますものが、恐らく9ページが今回使っていないのですけども、形式的なものとして掲載しているものになっております。
- ○平栗委員 分かりました。最近の予測式ですと回折補正量の回折端の形状が、いわゆる ナイフエッジと呼ばれるつい立てのような状態なのか、もしくは建物の角みたいな状態なの かによって、式が変わってくるのです。それで 2.5 デシベルぐらい値が変わってくるので、 そこが少し気になりました。今回、この式はいわゆるつい立ての式になっているので、それ がどういう想定で使っておられるのかが分からなかったので質問させていただきました。あ りがとうございます。
- ○事務局 ありがとうございます。
- ○向山会長 問題ありませんか。
- ○平栗委員 はい。工業地域なので、基本的にはそんなに外音が問題にならないエリアという認識です。
- ○向山会長 それ以外にいかがでございましょうか。
- ○白委員 ただの確認ですけど、図面に未定物販って書いてるところって、既にキリン堂 さんが入っているということですか。もう決まっているのですか。
- ○事務局 届出時点ではまだ未定だったものが、写真につきましては工事が進んでいる段階で先日撮影したものでして、キリン堂が入るということで聞いております。
- ○白委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○向山会長 御意見よろしゅうございますか。

それでは、皆様からの御意見を頂戴して、事務局からそれに対する回答を得ることができました。ただ現時点で、未確認の問題が3点ほど御指摘いただいたかと思います。一つは入り口付近から地図で見る右下の細い駐輪スペースへ行くフェンス等々のルートの確認の問題と、それから駐車場の障がい者用のスペースの位置ですね、どう配慮されたのかということ、同じく駐車スペースの歩行者の店舗への横断歩道というのですか、ゼブラの有無ということについてのヒアリングをしていただいて、それについては皆様方にその回答を事務局から後日分かり次第連絡させていただくという、この3点については確認を要する事項の御指摘がございました。とは言いましても、大店立地法の趣旨に関連する部分につきましては、届出上の法の趣旨に沿い指針を踏まえた内容になっていると判断できるのではないかと感じております。したがいまして、先ほどの点の確認と、我々への報告をいただくという前提のもとに、当審議会としましては、大店立地法の第8条4項の規定による意見については特段述べないということとして、ただし、事務局から先ほど説明のございました附帯意見3点を申し添えた形にいたしたいと思いますけども、その方向でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○向山会長 ありがとうございます。

それでは、御了承いただきましたので、以上のような形に処理させていただきます。

それでは、引き続きまして、報告事項、「軽微な延刻等」に係る手続状況等についての説 を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 それでは、「軽微な延刻等」に関わる手続状況について、報告案件としまして 6件御説明をさせていただきます。

本報告案件の取扱いは、経済産業省令で定める軽微な変更等により審議会における調査審議の省略に該当するものとなります。いずれも説明会を掲示に代えたものとなります。

今回は、野田阪神ビル、MEGAドン・キホーテ弁天町店、阪急インテリアスタジオ館、イオン長吉店、テックランド今福東店、東宝南街ビル(なんばマルイ)の6件となります。まず、1件目としまして、野田阪神ビルの開閉店時刻の変更について御説明いたします。本件は阪神本線野田駅から50メートルの商業施設で、所在地は福島区海老江1丁目1番23号です。設置者は阪神電気鉄道株式会社、小売事業者はイオンリテール株式会社 外3者となっております。用途地域は商業地域、令和2年10月7日に届出があり、変更日は令和2年10月29日です。変更内容ですが、一部店舗の開閉店時刻が変更前は午前10時から午後8時までだったものが、変更後は午前7時から翌日午前0時に変更となっております。縦覧期間は令和2年10月23日から令和3年2月24日、住民意見はありません。本市意見についてもなしでさせていただいております。軽微区分は一部店舗の営業時間の変更であり、騒音レベルの予測結果に基づく検討により、変更前後で比して周辺の生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして 2 件目、MEGAドン・キホーテ弁天町店の開閉店時刻及び駐車場利用時間帯の変更について御説明いたします。本件は JR大阪環状線弁天町駅から 800 メートルの商業施設で、所在地は港区弁天 3 丁目 13 番地 1 です。設置者は日本アセットマーケティング株式会社、小売業者は株式会社長崎屋 外 6 者となっております。用途地域は商業地域、令和2年10月30日に届出があり、変更日は令和2年11月26日です。変更内容ですが、開閉店時刻の変更前が午前9時から翌日午前0時までだったものが、変更後は午前8時から翌午前0時となったものです。開閉店時刻の変更に合わせまして、駐車場の利用時間帯の変更前が午前8時30分から翌午前0時30分までとなるものです。縦覧期間は令和2年11月13日から令和3年3月15日、住民意見はありません。本市意見なしとしております。軽微区分は営業時間の変更とそれに伴う駐車場利用時間帯に関する変更で、騒音レベルの予測結果に基づく検討により、変更前後で比して周辺の生活環境に及ぼす影響がほとんどないものと認められるものとしております。

続きまして3件目、阪急インテリアスタジオ館の駐車場の位置及び収容台数の変更について御説明いたします。本件は阪急電鉄十三駅から650メートルの商業施設で、所在地は淀川区野中南2丁目10番地1です。設置者はエイチ・ツー・オーリテイリング株式会社、小売業者は株式会阪急阪神百貨店となっております。用途地域は工業地域、令和2年11月30日に届出があり、変更日は令和3年7月31日です。変更内容ですが、変更前の駐車場は、平面駐車場が9台、地下駐車場17台の2か所、計26台の届出となっておりました。そのうち地下駐車場を0台とし、1か所計9台の変更になっております。縦覧期間は令和2年12月18日から令和3年4月19日、住民意見はありません。本市意見はなしとしております。軽微区分は店舗の駐車場利用実績に基づいた駐車場の位置及び収容台数の変更で、変更前後で

比して周辺の生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして4件目、イオン長吉店の駐車場の収容台数の変更について御説明いたします。本件は、大阪メトロ出戸駅から50メートルの商業施設で、所在地は平野区長吉長原西1丁目1番10号及び1丁目4番6号です。設置者は出戸再開発ビル有限会社、小売業者はイオンリテールストア株式会社外15者となっております。用途地域は商業地域、令和3年1月29日に届出があり、変更日は令和3年9月30日です。変更内容ですが、変更前の駐車場は622台だったものが、変更後は427台になるものです。縦覧期間は令和3年2月12日から令和3年6月14日、住民意見はありません。本市意見なしとしております。軽微区分は店舗の駐車場利用実績に基づいた駐車場の収容台数の変更で、変更前後で比して周辺の生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして5件目、テックランド今福東店の駐車場の位置及び収容台数の変更と駐車場の自動車の出入口の数の変更について御説明いたします。本件は、大阪メトロ今福鶴見駅から350メートルの商業施設で、所在地は城東区今福東2丁目28番3号及び4号です。設置者は株式会社ヤマダホールディングス、小売業者は株式会社ヤマダデンキとなっております。用途地域は商業地域及び第一種住居地域、令和3年2月16日に届出があり、変更日は令和3年10月17日です。変更内容ですが、変更前の駐車場は敷地内1階が85台、敷地外の立体駐車場が19台の2か所、計104台だったものが、変更後は敷地外立体駐車場を0台とし、敷地内1階のみで64台になるものです。駐車場の位置の変更に合わせまして、駐車場の自動車の出入口の数は、変更前は駐車場ナンバー1が入り口1か所、出口2か所、駐車場ナンバー2が入り口1か所、出口1か所の計5か所だったものが、変更後は駐車場ナンバー2を使用しなくなることから駐車場ナンバー1の入り口1か所、出口2か所の計3か所のみとなります。縦覧期間は令和3年2月26日から令和3年6月28日、住民意見はありません、本市意見なしとしております。軽微区分は店舗の駐車場利用実績に基づいた駐車場の位置及び収容台数の変更で、変更前後で比して周辺の生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして、6件目、東宝南街ビル(なんばマルイ)の駐車場の位置及び収容台数の変更 駐車場の自動車の出入口の数の変更について御説明いたします。本件は、大阪メトロなんば 駅 0 メートルの商業施設で、所在地は中央区難波 3 丁目 43 - 5 ほか 4 筆です。設置者は東 宝株式会社、小売業者は株式会社丸井となっております。用途地域は商業地域、令和 3 年 2 月 19 日に届出があり、変更日は令和 3 年 10 月 1 日です。変更内容ですが、変更前の駐車場 はなんばウォーク駐車場で 87 台だったものが、変更後はタイムズ大阪難波駐車場の 49 台に なるものです。駐車場の位置の変更に合わせまして、駐車場の自動車の出入口の数は、変更 前は入り口 1 か所、出口 2 か所の計 3 か所だったものが、変更後は出入口の 2 か所となって おります。縦覧期間は令和 3 年 3 月 5 日から令和 3 年 7 月 5 日、住民意見はありません。本 市意見なしとしております。軽微区分は店舗の駐車場利用実績に基づいた駐車場の位置及び 収容台数の変更で、変更前後で比して周辺の生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認めら れるものとしております。

以上で報告は終わります。よろしくお願いいたします。

○向山会長 ありがとうございました。

今、説明がございました報告事項につきまして、委員の先生方から何か御質問等ございま したら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○平栗委員 1点よろしいですか。

野田阪神ビルだけなんですが、これは騒音だけではなくて、環境への影響が広がる方向の修正、変更になっていると思うのですが、ほかは例えば駐車台数を減らすとか、開店時間を短くするとか、そういう変更なんですが、ここだけは、例えば騒音だと環境基準という意味でも午後 10 時以降ですと、夜間の評価が必要になる時間帯に差しかかる変更になっています。一応、軽微区分ということでほとんど影響がないという評価をされているのですが、これは何かしら予測計算をした上で、軽微な変更として考えてよいという判断でこうされているのか、もしくはそれはしていなくて、時間の変更だから軽微な区分にしたということなのかどちらでしょうか。

- ○事務局 こちらの変更につきましては騒音の予測をさせていただいた上で影響がないということで、軽微として認めたという経緯になっております。
- ○平栗委員 そうなんですね。分かりました。そうであれば問題ございません。ありがと うございます。
- ○向山会長 他にいかがでございましょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、本日の審議の結果についてまとめさせていただきたいと思います。

本日審議いただきました新設案件1件につきましては、今日いただいた審議の内容を踏ま えた上で意見具申の文案を作成しまして、市長に意見を具申してまいりたいと思っておりま す。

以上、用意いたしておりました今日の案件は終了でございますので、御協力どうもありが とうございました。

では、事務局よろしくお願いします。

○事務局 皆様、御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、本日の審議会を終了といたします。

会議の円滑な進行に御協力を賜り、誠にありがとうございました。

閉会 午後2時54分

質問に対する回答

	質問内容	回答内容
1	1階の平面駐車場について、車いす用 駐車マスの位置は、店舗入口近くに設置 し、移動距離を最小限にしていることが 多いが、駐車場入口を入ってすぐ右の位 置に設置している理由をご教示いただき たい。この場所にしているのは何故か。	大規模小売店舗立地法では、車いす使用者用駐車施設に関する規定はありません。建築確認申請等にはバリアフリー法が関連しています。 当該店舗において、建築物移動等円滑化基準に基づく車いす使用者用駐車施設の必要設置数は1台であり、屋上駐車場に設置しております。(1階の駐車場は、任意の設置) 1階の店舗入口に最も近い駐車場マスは、車通りが多いことから、進入車両が少なくなると予想される一方通行の最終地点となる現位置に車いす使用者用駐車施設を配置しております。 なお、バリアフリー法を含む建築物等に関する事項は、指定確認検査機関による審査の結果、検査基準を満たしております。
2	1 階平面駐車場から店舗まで、横断歩 道を設けることによりお客様の動線をあ る程度制御できた方が安全なのではない か。	各法令等において、構内における横断歩道の設置規定が存在せず、設置者の任意によることとなり、現段階では構内に横断歩道を設置する予定はないとのことですが、「今後、利用者の安全面から横断歩道設置の必要性が生じれば対応します。」と設置者から回答を得ております。
3	1階平面図の未定物販エリアの南側にある駐輪場について、敷地境界部分がフェンスで出入りできないようになっているのであれば、設定されている歩行者・自転車用出入口から南側の駐輪場への移動には狭いのではないか。	店舗南側の歩行者・自転車用出入口において、 敷地境界線上のフェンスを西側にずらして設置し ております。 また、南側駐輪場近くにおきましてもフェンス を全面的には設置せず、直接進入できる箇所を設 けているため、当該駐輪場への出入りに関しまし て、支障はないものと思われます。
4	壁面緑化部分について、北側と西側の 高さが違うのはなぜか。 また、6メートル程の高さとなると緑 化植物が成長するにもある程度時間がか かることが予想されるが、緑化方法につ いてもご教示いただきたい。	大阪府自然環境保全条例第 33 条第1項及び大阪府自然環境保全条例施行規則第 26 条に基づき、屋上面積の 20%の緑化義務が生じるが、当該施設の屋上は駐車場につき壁面緑化で対応しています。 建物西側につきましては、全面的に壁面緑化することとしており、建物北側につきましては、窓を配置していることから地上から窓までの高さまでを壁面緑化するとのことです。 また、緑化方法につきましては、ワイヤーを使用した線材補助資材使用登はん緑化工法で、樹種は「ヘデラ」とのことです。